



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和6年度

八代平野農業水利事業

遙拝頭首工応急対策その2工事

積 算 書

(当初)

九州農政局
八代平野農業水利事業所

九州農政局

九州農政局

九州農政局

事業名	八代平野農業水利事業
工事名	逕拝頭首工応急対策その2工事

項 目 名	数 量	単 位	金 額	備 考
工事価格			106,110,000	
・工事原価			90,422,000	
純工事費			68,099,000	
・直接工事費			61,119,000	
・直接工事費(仮設工を除く)	1.000	式	61,119,000	
・直接工事費(仮設工)	1.000	式	0	
・間接工事費			29,303,000	
・共通仮設費			6,980,000	
・事業損失防止施設費	1.000	式	0	
・運搬費～営繕費等				
$61,119,000 \times ((10.380 \times 1.000) \times 1.100 \times 1.000 \times 1.000)$			6,980,000	
・運搬費	1.000	式	0	
・準備費	1.000	式	0	
・安全費	1.000	式	0	
・役務費	1.000	式	0	
・技術管理費	1.000	式	0	
・営繕費等	1.000	式	0	
・現場環境改善費			0	
・現場環境改善費(率計上)				
$61,119,000 \times (0.000)$			0	
・現場環境改善費(積上)	1.000	式	0	
・現場管理費			22,323,000	
・現場管理費(率計上)				
$68,099,000 \times ((29.800 \times 1.000) \times 1.100 \times 1.000 \times 1.000 + 0.000 + 0.000 - 0.000)$			22,323,000	
・現場管理費(積上)	1.000	式	0	
・現場管理費(一般管理費率対象外)	1.000	式	0	
・工期延長等に伴う現場維持等の費用	1.000	式	0	
・官貸額(直工)	1.000	式	0	
・官貸額(事業損失防止)	1.000	式	0	
・官貸額(直工・事業損失防止除く)	1.000	式	0	
・一般管理費等				
$90,422,000 \times (17.310 \times 1.000 + 0.04)$			15,688,000	
・一括計上価格	1.000	式	0	
支給品費			0	
支給品費(直工・事業損失防止)			0	
支給品費(直工)			0	
処分費等(直接工事費の内数)			0	
処分費(準備費の内数)			0	
処分費(事業損失防止施設費内数)			0	
処分費等(率対象外)			0	

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

事業名	八代平野農業水利事業
工事名	選拝頭首工応急対策その2 工事

コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	*** S 単 - 1号 ***					
S02112	発動発電機[D 駆動・～低騒・排対型(～3次)]		日		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	発動発電機[D 駆動・～低騒・排対型(～3次)] 定格容量400kva			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)機械器具賃料コード 2)機械器具規格 3)単価の入力	F02067 定格容量400kva 17,200円		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:補正なし	
F02067	発動発電機[D 駆動・～低騒・排対型(～3次)] 定格容量400kva	1.000	日	17,200	17,200	
	合 計				17,200	算出数量 1.000 各単位
	単 価				17,200	
	*** S 単 - 2号 ***					
S02115	特殊作業員		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	特殊作業員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R01002 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:補正なし	
R01002	特殊作業員	1.000	人	24,100	24,100	
	合 計				24,100	算出数量 1.000 人
	単 価				24,100	
	*** S 単 - 3号 ***					
S16004	発動発電機[D 駆動・～低騒・排対型(～3次)]		日		1,000 日	歩A 当たり算出
	発動発電機[D 駆動・～低騒・排対型(～3次)] 発動発電機(ディーゼルエンジン駆動),400KVA,あり			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)機械区分 2)規格 3)運転1日当たり運転時間(T) 4)運転日に対する供用日の割合(YC) 5)長期割引単価区分(賃料機械)	発動発電機(ディーゼルエンジン駆動) 400KVA 24.0 1.00 あり		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:補正なし	
F02067	発動発電機[D 駆動・～低騒・排対型(～3次)] 定格容量400kva	1.000	日	16,800	16,800	
P34029	軽油 H トロ給油	1,056.000	L	142	149,952	
	合 計				166,752	算出数量 1.000 日
	単 価		日		166,752	
	*** S 単 - 4号 ***					
S18004	排水ポンプ設置撤去		箇所		1,000 箇所	歩A 当たり算出
	排水ポンプ設置撤去 1～5台,なし			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)ポンプ台数区分 2)長期割引単価区分(賃料機械)	1～5台 なし		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:補正なし	
F08063	H ック[クレーン・クレーン・超低・排対型(～2014)] 標準H ック容量 山積0.8m3 (平積0.6m3) 吊能力2.9t	0.580	日	17,700	10,266	
R01001	土木一般世話役	0.500	人	28,400	14,200	
R01002	特殊作業員	0.100	人	24,100	2,410	
R01003	普通作業員	2.000	人	20,300	40,600	
P34029	軽油 H トロ給油	33.000	L	142	4,686	
R01021	運転手(特殊)	0.500	人	24,300	12,150	
	合 計				84,312	算出数量 1.000 箇所
	単 価		箇所		84,312	

九州農政局

令和6年度 八代平野農業水利事業

遥拝頭首工応急対策その2工事

特 別 仕 様 書

九州農政局八代平野農業水利事業所

第1章 総則

令和6年度八代平野農業水利事業遙拝頭首工応急対策その2工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、湾洞沈砂池及び幹線水路に応急的に補給する取水施設の設置・撤去及び運転管理を行うものである。

2. 工事場所

熊本県八代市古麓町地先

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

仮設工	一式
内訳	
水中ポンプφ250	28台
水中ポンプφ200	79台

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

本工事は概算数量発注方式工事であり、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更で処理する。

第3章 施工条件

1. 共通

本工事は河川内工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等52日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を含んでいる。

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。

氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

1) 騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

2) 第三者との協議において対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動調査を変更追加することがある。

(2) 交通安全対策

- 1) 工事場所にあつては、付近を通行する人、自転車及び自動車等に細心の注意を図り、事故等が発生しないよう交通安全対策を徹底するものとする。
- 2) 工事期間中における昼夜の安全対策については、交通制限の範囲、標識及び安全施設等の配置に関して、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
また、全面通行止区間について、作業を行わない夜間及び休業日は一般開放を行うことを基本とするが、夜間開放時間等については道路管理者と協議し決定するものとする。
- 3) 作業機械等を仮置場以外の安全な場所に仮置きする場合には、カラーコーン、バリケード、赤色灯等の設置を行い、事故防止に努めるものとする。

(3) 防塵対策

防塵対策については十分配慮するとともに、地域住民との調和を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、現地状況等により対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 隣接構造物等に対する措置

施工位置に近接している構造物の位置、標高等を事前に測定し、監督職員に報告するものとする。

なお、隣接構造物及び周辺地形等に異常が認められた場合は、作業を中止して速やかに監督職員へ報告を行うものとし、第三者への影響がある場合は安全対策を講じた後に、その対策等について協議しなければならない。

また、不注意等により隣接構造物及び周辺地形等に損傷を与えた場合は、監督職員へ報告した後、受注者の責任において復旧しなければならない。

2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

遥拝頭首工応急対策工事（施工予定時期 令和6年6月～令和6年11月）

第5章 指定仮設

1. 仮置場及び仮設ヤード

- (1) 資材等を仮置きする仮設ヤードを設置する場合は、第6章 工事用地等に示す発注者が確保している工事用地を使用できるものとする。
- (2) 使用にあたっては、監督職員と十分に協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事に必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、別途監督職員が指示するものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保する工事用地等の使用にあたっては、工事施工に先立ち、関係機関、関係地権者及び監督職員と立会いのうえ、使用条件等の確認を行わなければならない。
- (2) 工事用地の返還にあたっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、受注者、関係機関、関係地権者及び監督職員の立会いのもとに確認を受けなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 施工

1. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

■が該当する部分である。

2. ポンプ設置・撤去

- (1) 関連工事で準備する取水施設のポンプ及びサクシオンホースについて、受け渡し方法・場所等、関連工事受注者及び監督職員と調整するものとする。
- (2) 取水期間が完了した後は速やかに施設を撤去するものとする。
なお、撤去時期については、別途、監督職員が指示する。

3. 運転管理

- (1) 取水に支障が無いよう適切に運転管理するものとし、水中ポンプの目詰まり等の異常が発生した場合には、直ちに復旧を行うとともに監督職員に連絡するものとする。
- (2) 上流からの取水量により、運転するポンプ台数が変化することから、運転するポンプ台数について監督職員と調整するものとする。

第9章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は管理技術者の資格は、以下のとおり。

- ① 監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）
 - a 1級国家資格者（土木施工管理技士、建設機械施工技士）
 - b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」、「農業土木」とするものに限る）又は、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る）の資格を有する者。
 - c 国土交通大臣特別認定者
- ② 主任技術者
 - ①に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者。
 - a 2級国家資格者（土木施工管理技士、建設機械施工技士）
 - b 指定学科を卒業後、土木一式工事で下記の実務経験を有する者
 - i 高等学校（旧実業高校を含む）5年以上
 - ii 高等専門学校（旧専門学校を含む）3年以上

- iii 大学（旧大学を含む）3年以上
- c 10年以上、土木一式工事の実務経験を有する者

2. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 1 1 章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- （１）取水量
- （２）関係機関との協議
- （３）遠隔確認の試行を行う場合
- （４）その他

第 1 2 章 その他

1. 電子納品

- （１）工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない

い。

・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部

2. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- (2) 契約締結日から現場着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- (3) 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

また、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

- (2) 設計変更確認会議において確認した事項については、打ち合わせ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

5. 総価契約単価方式（包括的単価個別合意方式）

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払い金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

6. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日

までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数: 1.2

7. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費: 労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費: 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)(様式2)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

8. 1日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議

の発議を行うことができる。

- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

9. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）（様式3）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

第12章 定めなき事項

1. 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は、本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

実績変更対象経費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計 上 額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計 上 額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計 上 額
共通仮設費	運搬費	建設機械の 運搬費	建設機械の運搬等に要する費用	
	準備費	伐 開 ・ 除 根 ・ 除草費	準備作業に伴う伐開、除根、除草作 業に要する費用	
合 計				

令和6年度

八代平野農業水利事業
遙拝頭首工応急対策その2工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

[illegible]

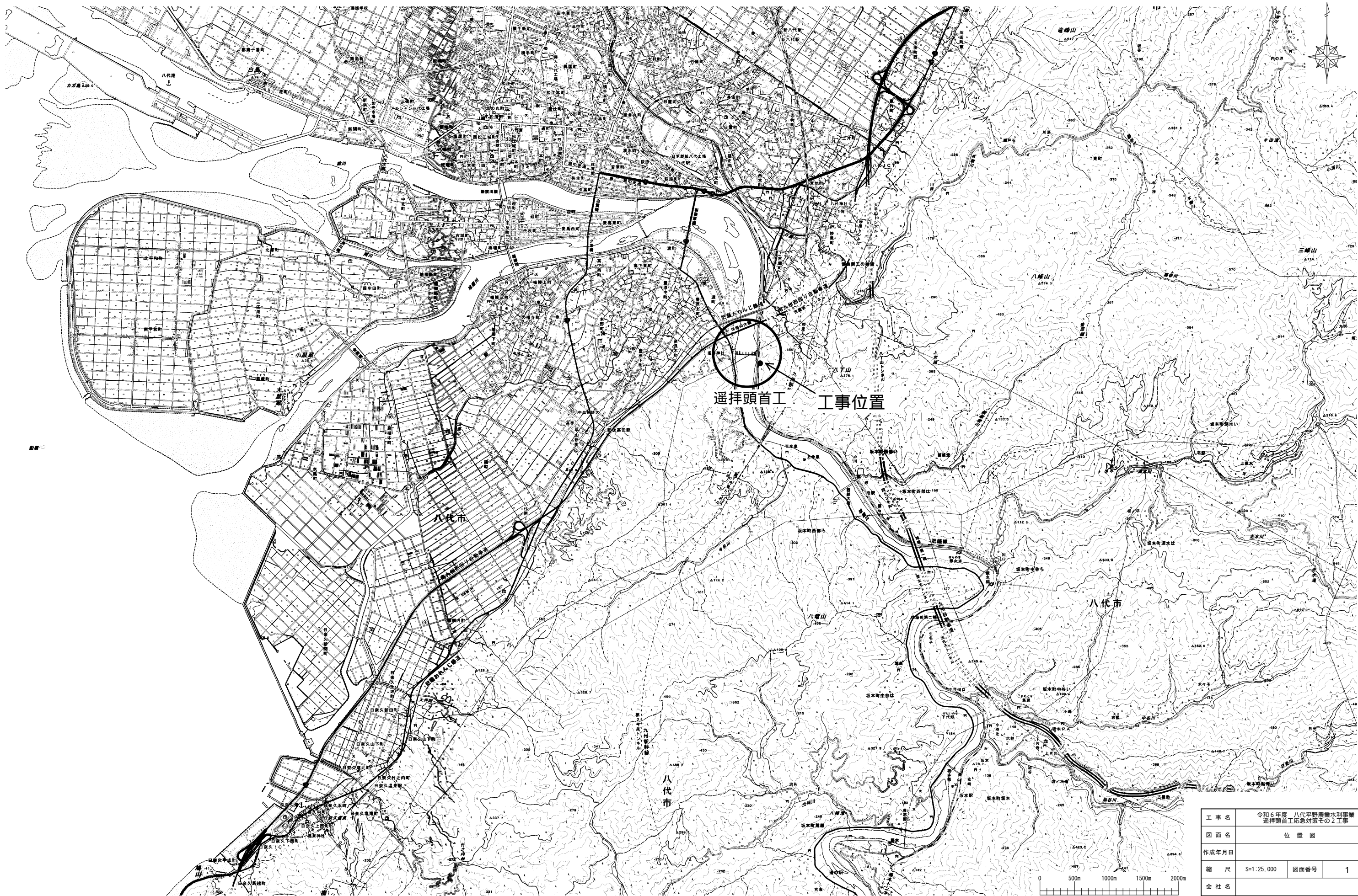
令和6年度 八代平野農業水利事業
遥拝頭首工応急対策その2工事

令和6年度 八代平野農業水利事業 遥拝頭首工応急対策その2工事			
図 面 目 録			
図面番号	名 称	枚 数	備 考
1	位 置 図	1	
2	平 面 図	1	
3	計 画 横 断 図	1	
計		3	

縮 小 図 面
(契 約 図 面)

位置図

S=1:25,000



工事名	令和6年度 八代平野農業水利事業 遥拝頭首工応急対策その2工事		
図面名	位置図		
作成年月日			
縮尺	S=1:25,000	図面番号	1
会社名			
事業所名	九州農政局 八代平野農業水利事業所		

S=1 : 150

